

資料編

1 計画策定の経過

(1) 茨木市総合保健福祉審議会

日 程	年度・回	内 容
	令和元年度	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和3年3月23日	令和2年度 第1回	○総合保健福祉計画（第2次）（案）について ○地域福祉計画（案）について ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ○障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について ○地区保健福祉センターについて

(2) 茨木市地域福祉推進分科会

日 程	年度・回	内 容
令和2年2月20日	令和元年度 第1回	○地域福祉計画（第3次）の取組み状況について ○生活保護制度の被保護世帯への個別支援等について
令和2年11月27日	令和2年度 第1回	○地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の取組状況等について ○総合保健福祉計画について ○地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の中間評価、見直しについて

(3) 茨木市高齢者施策推進分科会

日 程	年度・回	内 容
令和元年9月30日	令和元年度 第1回	○高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）の取組状況について ○総合事業の見直しについて ○次期計画に向けたアンケート調査について ○「認知症に関する意識調査」の報告について
令和2年2月13日	令和元年度 第2回	○次期計画に向けたアンケート調査の進捗について ○認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について ○生活支援体制整備事業について

日 程	年度・回	内 容
令和2年5月29日 (書面開催)	令和2年度 第1回	○今期計画(令和元年度)の取組状況等について ○次期計画に向けたアンケート調査の結果について
令和2年8月28日	令和2年度 第2回	○次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ○身近な「居場所」の整備について ○介護保険制度の運営状況について ○新型コロナウイルス感染症関連支援事業について
令和2年11月6日	令和2年度 第3回	○次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について ○令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(市町村分)の評価結果について
令和2年12月18日	令和2年度 第4回	○次期総合保健福祉計画(案)について ○地域包括支援センターの整備について ○保健事業と介護予防の一体的実施について ○次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

(4) 茨木市障害者施策推進分科会

日 程	年度・回	内 容
令和元年8月27日	令和元年度 第1回	○障害者施策に関する第4次長期計画・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取組状況等について ○令和元年度障害福祉関連事業について
令和2年1月23日	令和元年度 第2回	○障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の策定に向けた方向性について ○茨木市障害者地域自立支援協議会全体会の報告について
令和2年7月29日	令和2年度 第1回	○障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定にかかる今後の予定(概要) ○障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取組状況等について ○障害福祉に係る新型コロナウイルス感染症関連支援事業について
令和2年10月9日	令和2年度 第2回	○障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)について ○地域生活支援拠点等の整備状況について

日 程	年度・回	内 容
令和2年12月11日	令和2年度 第3回	○総合保健福祉計画について ○障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（骨子案）について

（５）茨木市健康医療推進分科会

日 程	年度・回	内 容
令和元年8月20日	令和元年度 第1回	○健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について ○保健医療事業の取組状況について ○受動喫煙防止対策にかかる国や府の動向（報告） ○いのち支える自殺対策計画（報告） ○地域医療資源調査分析（報告）
令和2年8月4日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	令和2年度 第1回	○健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について ○保健医療事業の取組状況について
令和2年11月13日	令和2年度 第2回	○会長職務代理者の選出について ○茨木市総合保健福祉計画について ○健康いばらき21・食育推進計画の中間評価について

2 茨木市総合保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市総合保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員80人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 行政関係職員
- (5) 介護保険被保険者
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が議事に関係のある委員を招集し、その議長となる。

2 前項の議事に関係のある委員の範囲は、会長の決するところによる。

3 審議会は、招集した委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、次の分科会を置く。

- (1) 茨木市地域福祉推進分科会
- (2) 茨木市障害者施策推進分科会
- (3) 茨木市高齢者施策推進分科会

(4) 茨木市健康医療推進分科会

- 2 分科会に属する委員（以下この条及び次条において「分科会員」という。）は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、会長が指名する分科会員をもって充てる。
- 4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。

（分科会の会議）

第8条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 分科会は、分科会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会の議事は、出席分科会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 第6条の規定にかかわらず、審議会の定めるところにより、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 分科会長が必要と認めたときは、分科会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（分科会の分掌事務）

第9条 第7条第1項各号に掲げる分科会が分掌する事務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 茨木市地域福祉推進分科会 社会福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他社会福祉に関すること。
 - (2) 茨木市障害者施策推進分科会 障害者福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他障害者施策に関すること。
 - (3) 茨木市高齢者施策推進分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更及び推進その他高齢者施策に関すること。
 - (4) 茨木市健康医療推進分科会 健康医療に係る計画の策定、変更及び推進その他健康医療に関すること。
- 2 分科会長は、分科会における調査又は審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

（専門部会）

第10条 分科会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第11条 審議会、分科会及び専門部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（秘密の保持）

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この規則の施行の日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この規則による改正後の茨木市地域福祉推進審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成26年7月31日までの間に委嘱される委員の任期は1年とし、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間に委嘱される委員の任期は平成27年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨木市地域福祉推進審議会規則第3条第2項の規定により委嘱されている茨木市地域福祉推進審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第3条第2項の規定により委嘱されている茨木市総合保健福祉審議会の委員とみなす。
(委員の任期に関する特例)
- 3 この規則による改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成28年8月1日までの間に委嘱される委員の任期は、平成30年7月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月25日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この規則による改正後の茨木市総合保健福祉審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日に委嘱される委員の任期は、平成30年7月31日までとする。

3 茨木市総合保健福祉審議会委員名簿

委員名 (敬称略)	所属	所属分科会				備考
		地域	高齢	障害	健康	
黒田 研二	西九州大学 教授		◎			会長
肥塚 浩	立命館大学 教授				◎	副会長
津止 正敏	立命館大学 教授	◎				
新野 三四子	追手門学院大学 元教授			◎		～H30.10.31 委員 H30.11.1～分科会長
小尾 義則	梅花女子大学 名誉教授			◎		～H30.9.20
小鶴 祥子	梅花女子大学 教授				○	
玉置 好徳	梅花女子大学 教授	○				
綾部 貴子	梅花女子大学 准教授		○			
宮本 恵宏	国立循環器病研究センター				○	
小西 かおる	大阪大学大学院 教授				○	
福島 公明	市立池田病院				○	
中西 英一	佛教大学 准教授			○		
谷掛 千里	茨木保健所				○	
石田 丈雄	医師会			○		
中島 周三	医師会		○			
宇野 耕太郎	医師会				○	～R2.6.24
篠永 安秀	医師会				○	R2.6.25～
松島 由美	医師会				○	
岡田 靖	歯科医師会		○			
梶井 今日子	歯科医師会				○	
竹田 令子	薬剤師会				○	～R1.6.30
宮本 潤子	薬剤師会				○	R1.7.1～
阪本 恵子	薬剤師会		○			
井上 行雄	民生委員児童委員協議会	○	○			～R1.11.30 高齢 R1.12.1～ 地域
畑 富男	民生委員児童委員協議会	○				～R1.11.30
西山 美代子	民生委員児童委員協議会		○			R1.12.1～
高田 潤子	民生委員児童委員協議会			○		
原田 茂樹	地区福祉委員会	○				
大島 一夫	自治会連合会	○				
野口 勉	老人クラブ連合会		○			～R2.10.22
田尻 功	老人クラブ連合会		○			R2.12.1～

委員名 (敬称略)	所属	所属分科会				備考
		地域	高齢	障害	健康	
種子 範子	国民健康保険運営協議会				○	
入交 享子	食育推進ネットワーク				○	
吉田 定雄	保護司会	○				
青木 美知子	社会福祉協議会	○				
岩崎 麻里	障害者地域自立支援協議会			○		～R1. 6. 30
山口 義之	障害者地域自立支援協議会			○		R1. 7. 1～
坂口 義弘	老人介護家族の会		○			～R1. 6. 30
綾 隆子	老人介護家族の会		○			R1. 7. 1～
森川 茜	茨木障害フォーラム			○		
岡田 鈴子	茨木障害フォーラム			○		
森脇 祥子	発達障がいの子どもの 将来を描く親の会あかね空			○		
渡邊 公子	ボランティア連絡会	○				
鶴田 元治	高齢者サービス事業所連絡会		○			
太田 吾郎	障害福祉サービス事業所連絡会			○		
池浦 豊	シルバー人材センター		○			
小森 信比古	N P O 法人茨木シニアカレッジ		○			
上島 章広	藍野療育園（障害児関係機関）			○		
榊田 末子	市民委員	○				
竹内 奈美恵	市民委員		○			
長尾 雅子	市民委員		○			
大木 えりか	市民委員			○		～R2. 7. 17
水上 明美	市民委員				○	

4 用語説明

用語	説明
あ行	
I C T	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。
アウトリーチ	支援が必要な状態を訴えることが困難な人に対し、支援機関から関わりを持ち、必要な支援につながるよう働きかけること。
いきいきネット相談支援センター	地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカー（C S W）を配置している。
一億総活躍社会	年齢や性別、病気・障害の有無などに関係なく全ての人が社会・企業・地域・家庭において活躍できる社会のこと。
茨木市モデル	平成20年度（2008年度）から茨木市医師会高齢者対策委員会を中心に、かかりつけ医による認知症の早期発見・早期対応を目的とした認知症地域医療ネットワークづくりに取り組んで構築された地域連携システム。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援。家族や近隣、地域社会、N P O、ボランティアなどが行う制度等に基づかない援助活動のこと。
SDGs (Sustainable Development Goals)	17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
か行	
介護サービス相談員	令和3年（2021年）4月より改称。介護保険施設等を定期的に訪問し、サービス利用者と家族の日常的な不平・不満や疑問の解消に向けて相談に応じるとともに、施設と協議しながら、問題点の解決に努める人。
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差。
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

用語	説明
健康寿命	世界保健機関（WHO）によって提唱された健康指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
健康福祉セーフティネット	地域で援護が必要な人を発見し、相談や見守りにつなげるためのネットワーク。小学校区ごとに設置し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関係機関等と連携・協力して運営している。
合理的配慮	障害者がほかの者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過負担を課さないものをいう。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職。
コミュニティデイハウス	介護保険・日常生活支援総合事業の通所型サービスB（住民主体により実施する通所型サービス）の本市における施設名。
さ行	
災害時避難行動要支援者名簿	地域防災計画の定めるところにより、災害発生時の避難等において特に支援を要する方について、避難の支援や安否の確認等のために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。本市の登録対象者は、①身体障害者手帳1・2級所持者、②精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で単身世帯の者、③療育手帳A所持者、④要介護3～5の者、⑤その他市長が認めた者。
賛助会員（会費）	社会福祉協議会の活動の趣旨について理解・賛同して事業に参加・協力し、活動を支える会員。またその会費。
事業対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる人で、要介護・要支援認定を受けていない人のうち、日常生活に必要な機能について調べるための基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人。
指定管理者制度	「公の施設」について、地方自治体が条例の整備を行い、法人その他の団体（民間事業者を含む。）を議決を経て指定することで、その管理を行わせることができる制度。

用語	説明
市民後見人	弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた後見人の候補者。
社会的障壁	障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
社会福祉充実計画	社会福祉法人が、毎会計年度、社会福祉充実残額（保有する財産の内、事業継続に必要な財産を控除し、再投下可能な財産）を算定し、残額が生じた場合に当該財産について計画的かつ有効に地域に再投下するために策定する計画。 社会福祉充実残額の使途については、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討され、法人において策定される。
社会モデル	障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるとする考え方。「医学モデル」は個人の機能障害に原因があるとする考え方。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。
手話通訳者	大阪府が実施する登録試験に合格し、聴覚障害者等に、特に専門性の高い手話通訳を行う人。さらに専門的な知識、技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がある。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者等に手話通訳を行う人。
障害者自立支援審査支払等システム	市町村が障害福祉サービス受給者のサービス利用に係る審査、認定等の事務を行うためのシステム。

用語	説明
障害者相談支援センター	障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な支援を行う。
自立支援型ケアマネジメント	自立支援に資するケアマネジメント。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援すること。
自立支援型地域ケア会議	個別ケースの検討を通じて自立支援型ケアマネジメントを考える会議。
身上監護	認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に代わり、介護保険サービスの利用契約や施設の入退所契約、費用の支払いなど生活や療養看護に関して代理で手続きなどを行うこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上監護（介護施設への入退所等）についての契約や遺産分配などの法律行為を保護し、支援する制度。家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。
総合保健福祉審議会	保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務を担う審議会。審議を分掌させるため、「地域福祉推進分科会」「高齢者施策推進分科会」「障害者施策推進分科会」「健康医療推進分科会」の4つの分科会を設けている。
た行	
第1層協議体	生活支援コーディネーターを中心に、多種多様な団体・事業者等が協働し、市全体で高齢者の多様な生活支援体制を整備することを目的に設置される話し合いの場。

用語	説明
第2層協議体	生活支援コーディネーターを中心に、多種多様な団体・事業者等が協働し、身近な地域でのニーズ把握や住民主体の活動に直結したサービス等を創出することを目的に設置される話し合いの場。本市では、小学校区単位で設置予定。
地域協議会	社会福祉充実計画として地域公益事業を実施する際に、その取組内容が地域の福祉ニーズ等を的確に反映した内容とするため、法人が意見聴取を行える場として、地域の福祉関係者が参画し、設置される機関。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域支援担当者 (コミュニティワーカー)	地区福祉委員会などの住民組織化の支援や当事者の組織化支援、また地域内での各関係団体と機関同士や個人と団体をつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりの地域援助にあたる専門職。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。
地区福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織。身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を、見守り活動や声かけ、相談対応をしながら早期発見・解決に向けて取り組み、地域と社会福祉協議会とを結ぶボランティアである地区福祉委員で構成される。おおむね小学校区単位である33地区での地域福祉活動の中心的役割を担っている。
地区保健福祉センター	本計画（見直し前）において「（仮称）地区保健福祉センター」としていたが、令和2年（2020年）11月に「地区保健福祉センター」と決定した。
な行	
認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）	認知症の人や、その家族、地域の人など誰もが気軽に集う「憩える場」。

用語	説明
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や介護者等に対してできる範囲で手助けをする「応援者」。
認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	平成27年(2015年)1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して作成。平成29年(2017年)7月に一部改訂。
認知症バリアフリー	認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らすための障壁がないということ。
は行	
ピアサポート活動	ピアとは、仲間、同輩、対等者という意味で、同じ立場や課題を経験してきたことをいかして仲間として支える活動。
P D C Aサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A」のサイクルを繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法。
B B S会 (Big Brothers and Sisters Movement)	様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
ぷらっとホーム	地域福祉活動を展開するための要となる地区福祉委員会の拠点で、カフェやサロンを開催するなど地域住民が「気軽にぷらっと立ち寄れる場」となるもの。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に、関わり方や心理的ストレスの改善、子どもの適切な行動を促進する家族支援のアプローチのひとつ。
ペアレントプログラム	「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標を掲げ、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

用語	説明
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしている。
ヘルスプロモーション	世界保健機関（WHO）が昭和61年（1986年）のオタワ憲章で提唱し、平成17年（2005年）のバンコク憲章で再提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。
ヘルスリテラシー (health literacy)	健康の情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり、意思決定したりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの。
包摂（インクルージョン）	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み込み支え合うこと。
ポピュレーションアプローチ	地域住民など集団全体に、健康づくりの情報発信や健康教育などの働きかけを行うことにより、集団全体の健康リスクを低い方に誘導する方法。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。
や行	
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する者。

用語	説明
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者等に要約筆記を行う人。要約筆記は聴覚障害者のために意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんでそれを筆記して聴覚障害者等に伝達するもの。
ら行	
リハビリテーション	日常生活・社会的生活に制約のある人に対して、残された能力を最大限に回復させ、また新たな能力を開発し、自立性を向上させ、積極的な生活への復帰を実現するために行われる一連の働きかけ。

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です

わたくしたちの 茨木市は

京阪神を結ぶ要路にあって

めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ

発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは

このまちの市民であることに誇りと責任をもち

みんなのしあわせをねがって

より住みよい郷土をつくるために

この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月 3 日制定

茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

令和3年（2021年）3月

発行：茨木市

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-622-8121（代表） URL：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>